

気象警報発表及び交通機関の運行停止に伴う図書館の開館等の 取扱いに係る申合せ

(令和 8 年 9 月 7 日 図書館運営委員会承認)

奈良市西部に警戒レベル 4 以上、暴風警報が発令された場合、または公共交通機関の運行が停止された場合、図書館の開館等については、原則として下記の通り取扱う。

下記Ⅰ～Ⅲに該当する場合は速やかに閉館する。

Ⅰ 奈良市西部に警戒レベル 4 以上、または暴風警報が発令された場合

Ⅱ 下記 1～4 のうち 3 路線の運行が停止された場合

- 1 近畿日本鉄道 難波線・奈良線（大阪難波～近鉄奈良）
- 2 近畿日本鉄道 京都線（京都～大和西大寺）
- 3 近畿日本鉄道 橿原線（大和西大寺～橿原神宮前）
- 4 JR 西日本 大和路線（JR 難波～加茂）

Ⅲ 上記以外に館長が判断した場合

ただし、Ⅰ、Ⅱについては、以下の①、②の場合には開館する。

① 平日

解除・運転再開時刻	開館等の対応
午前 7 時 00 分までに解除・運転再開された場合	平常通り開館
午前 11 時 00 分までに解除・運転再開された場合	午後 1 時から開館

② 土曜日及び休日

解除・運転再開時刻	開館等の対応
午前 8 時 00 分までに解除・運転再開された場合	平常通り開館

※①は午前 11 時 00 分を、②は午前 8 時 00 分を過ぎても解除されない場合は休館とする。

※交通機関の運休により職員の出勤が困難である等の理由により、開館の遅延または休館する場合がある。

附則

この申合せは 令和 8 年 10 月 1 日から適用する。